

令和3年11月26日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰  
地域保健担当理事 長谷川太郎

眼の障害に係る障害認定基準の改正及び障害年金診断書の様式変更について  
神奈川県医師会を通じて通知がまいりましたのでお知らせいたします。

---

日本医師会常任理事  
江澤 和彦  
(公印省略)

眼の障害に係る障害認定基準の改正及び障害年金診断書(眼の障害用)の様式変更について

障害年金に係る障害の程度の認定につきましては、国民年金・厚生年金保険障害認定基準により行われているところです。

今般、厚生労働省年金局より、眼の障害に係る障害認定基準の改正及び障害年金診断書(眼の障害用)の様式の変更について、本会宛て周知依頼がありましたのでご連絡申し上げます。

認定基準の主な改正事項は、視力障害について、良い方の眼の視力に応じて適正に評価できるよう、「両眼の視力の和」から「良い方の眼の視力」へ変更されること等となっており、詳細につきましては、新旧対照表をご参照ください。

また、認定基準の改正に伴い、障害年金の診断書(眼の障害用)の様式が別添の通り変更されました。主な変更点は、視野障害の項目に、自動視野計による評価について記載できる欄が設けられたこと、また、医師による視野図の記入を不要とし、該当する視野図のコピーを添付するとされたこと等となっております。

なお、変更後の診断書様式につきましては、令和3年11月1日から配布され、改正後の障害認定基準につきましては、令和4年1月1日から適用されるとのことです。



# 令和4年1月1日から 「眼の障害」の認定基準を一部改正します

## 改正のポイント

### 1 視力障害の認定基準を改正します。

良い方の眼の視力に応じて適正に評価できるよう、「両眼の視力の和」から「良い方の眼の視力」による認定基準に変更します。

### 2 視野障害の認定基準を改正します。

- ▶ これまでのゴールドマン型視野計に基づく認定基準に加えて、現在広く普及している自動視野計に基づく認定基準も創設します。
- ▶ 求心性視野狭窄や輪状暗点といった症状による限定をやめて、測定数値により障害等級を認定するよう変更します。
- ▶ 自動視野計の導入に伴い、ゴールドマン型視野計に基づく認定基準の整理を行うとともに、視野障害をより総合的に評価できるよう、視野障害についても1級及び3級の認定基準を規定します。

✓ 眼の障害で2級または3級の障害年金を受給されている方は、今回の改正によって障害等級が上がり、障害年金の金額が増額となる可能性があります。障害等級が上がる可能性がある方は、額改定請求の手続きをお願いいたします。

※ 額改定請求の詳細については、額改定請求のご案内をご覧ください。

✓ なお、今回の改正によって、障害等級が下がることはありません。

\* 眼の障害で障害手当金を受け取られた方で、今回の改正によって3級の障害等級に該当することになる方は障害年金を受給できる場合があります。詳しくは、お近くの年金事務所や年金相談センターまでお問い合わせください。

お問い合わせは、お近くの年金事務所や年金相談センターまでお願いいたします。

【年金事務所や年金相談センターの所在地】

<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>



# 1 視力障害の認定基準の改正について

良い方の眼の視力に応じて適正に評価できるよう、「両眼の視力の和」から「良い方の眼の視力」による認定基準に変更します。

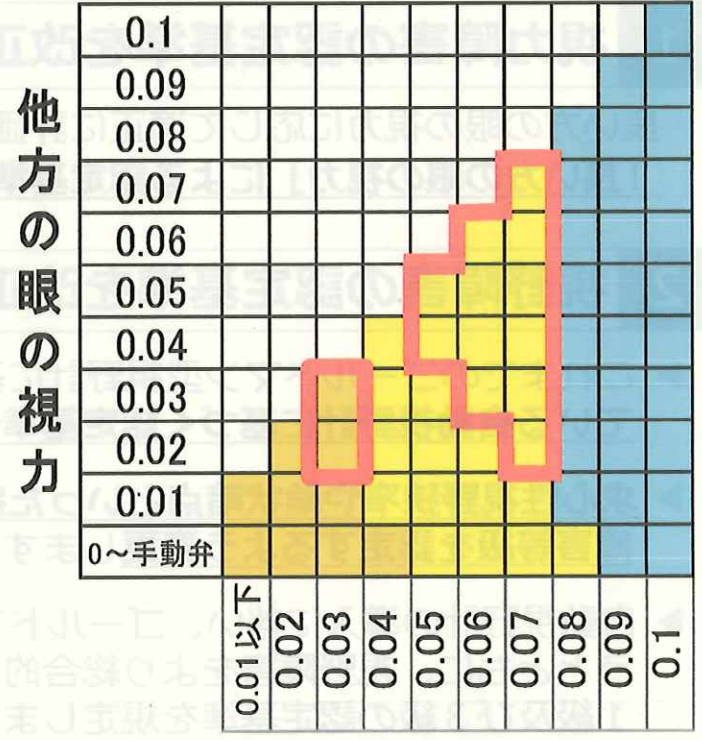
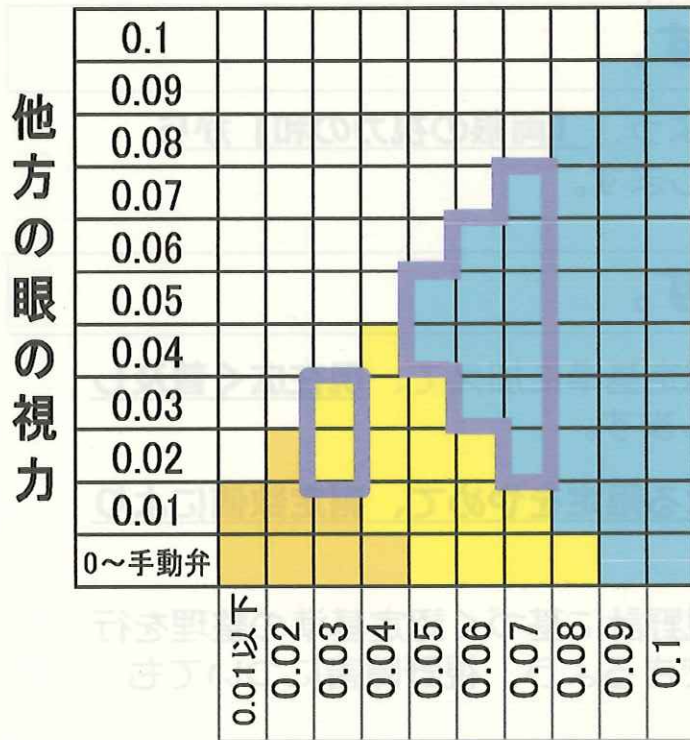
※ 改正前の基準より等級が下がるケースが生じないよう、具体的な基準を設定しています。

## 改正前

良い方の眼の視力は悪いが、両眼の視力の和が大きい場合、等級が低くなる（紫囲い部分）

## 改正後

良い方の眼の視力に応じて適正に評価できるようになる（赤囲い部分）



良い方の眼の視力

良い方の眼の視力

■ : 1級

■ : 2級

■ : 3級

※障害手当金の認定基準に変更はありません。

## 改正後の視力障害の認定基準

等級	障害の状態
1 級	視力の良い方の眼の視力が0.03以下のもの
	視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
2 級	視力の良い方の眼の視力が0.07以下のもの
	視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
3 級	視力の良い方の眼の視力が0.1以下のもの
障 害 手 当 金	視力の良い方の眼の視力が0.6以下のもの
	一眼の視力が0.1以下のもの

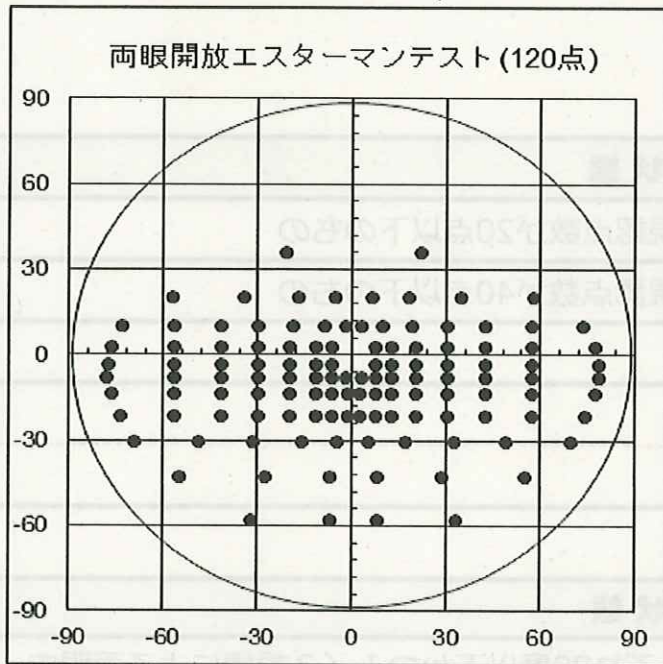
## 2 視野障害の認定基準の改正について ①

### 自動視野計に基づく認定基準の創設

- これまでのゴールドマン型視野計に基づく認定基準に加えて、現在広く普及している自動視野計に基づく認定基準も創設します。
- 自動視野計による等級判定では、両眼開放エスターマンテストで測定した「両眼開放視認点数」と、10-2プログラムで測定した「両眼中心視野視認点数」によって判定を行います。

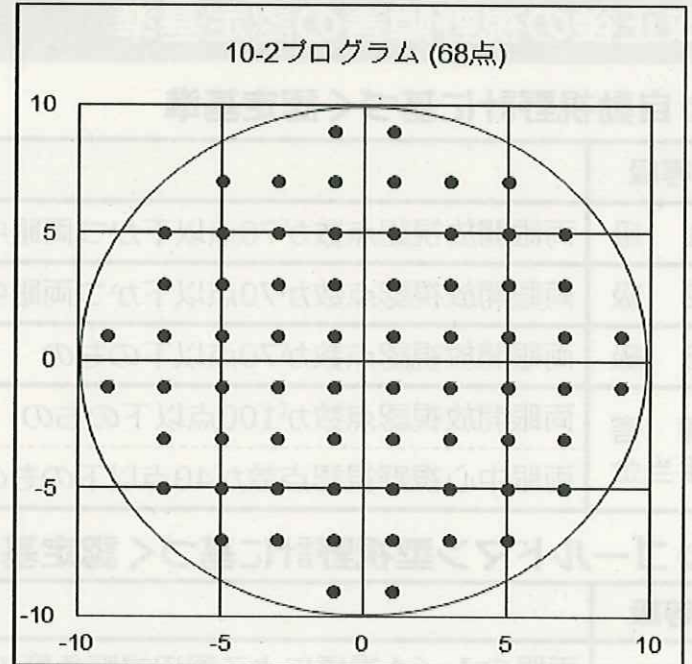
#### 【両眼開放エスターマンテスト】

- ✓ 生活不自由度を評価するために開発されたプログラム。両眼を開けた状態で検査。
- ✓ 日常生活に重要な領域（中心30度と下半分）を中心に、120点の測定点を配置。
- ✓ 120点の測定点のうち、認識できた点の数（**両眼開放視認点数**）で判定。  
※ 点数が大きいほど視野が大きい。



#### 【10-2プログラム】

- ✓ 中心部を検査する場合に用いられるプログラム。片眼ずつ検査。
- ✓ 視野角度10度以内の狭い視野の中心範囲に2度の間隔で68点の測定点を上下左右対称に配置。
- ✓ 68点の測定点のうち、認識できた点の数（**両眼中心視野視認点数**）で判定。  
※ 点数が大きいほど視野が大きい。



### ゴールドマン型視野計に基づく認定基準の整理

自動視野計の導入に伴って、ゴールドマン型視野計に基づく認定基準の整理を行い、周辺視野（I / 4 視標）で測定した「周辺視野角度の和」と、中心視野（I / 2 視標）で測定した「両眼中心視野角度」によって等級判定を行うこととします。

※ 改正前の基準より等級が下がるケースが生じないよう、具体的な基準を設定しています。

## 2 視野障害の認定基準の改正について ②

### 多様な症状に対応した認定基準への変更

求心性視野狭窄や輪状暗点といった症状による限定をやめて、測定数値により障害等級を認定するよう変更します。この変更によって、多様な症状に対応した障害認定が可能になります。

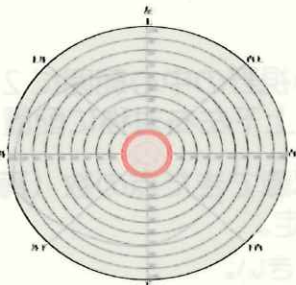
#### ◎ 視野障害の種類

※ **赤囲い部分**：視野

※ I / 4 視標 (周辺視野)

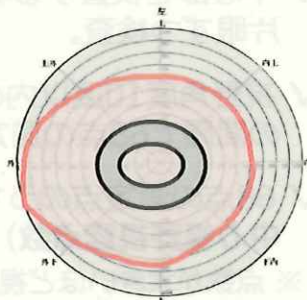
##### 【求心性視野狭窄】

視野の周辺部分から欠損が始まり、見えない部分を中心部に向かって進行するもの



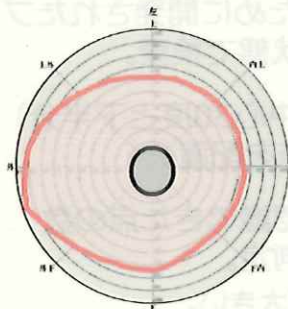
##### 【輪状暗点】

中心視野と周辺視野は保たれるが、中間部分が障害されるもの



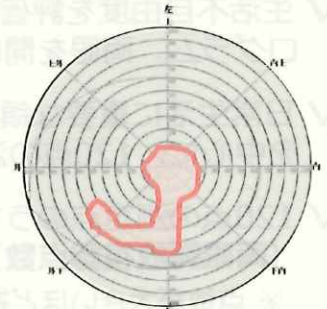
##### 【中心暗点】

中心部に暗点があるもの



##### 【不規則性視野狭窄】

視野の一部が不規則な形で狭くなるもの



### 改正後の視野障害の認定基準

#### ◎ 自動視野計に基づく認定基準

等級	障害の状態
1 級	両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
2 級	両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
3 級	両眼開放視認点数が70点以下のもの
障害 手当金	両眼開放視認点数が100点以下のもの
	両眼中心視野視認点数が40点以下のもの

#### ◎ ゴールドマン型視野計に基づく認定基準

等級	障害の状態
1 級	両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
2 級	両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの
	求心性視野狭窄又は輪状暗点があるものについて、I / 2 の視標で両眼の視野がそれぞれ5度以内におさまるもの ※ 改正前の基準の範囲を改正後もカバーできるよう存置した基準
3 級	両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下のもの
障害 手当金	I / 2 視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの
	両眼による視野が2分の1以上欠損したもの

◎ 国民年金・厚生年金保険障害認定基準（第1節／眼の障害）新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後			改正前		
<p>第3 障害認定に当たっての基準</p> <p>第1章 障害等級認定基準</p> <p>第1節／眼の障害</p> <p>眼の障害による障害の程度は、次により認定する。</p> <p>1 認定基準</p> <p>眼の障害については、次のとおりである。</p>			<p>第3 障害認定に当たっての基準</p> <p>第1章 障害等級認定基準</p> <p>第1節／眼の障害</p> <p>眼の障害による障害の程度は、次により認定する。</p> <p>1 認定基準</p> <p>眼の障害については、次のとおりである。</p>		
令別表	障害の程度	障害の状態	令別表	障害の程度	障害の状態
国年令別表	1 級	両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの	1 級	両眼の視力の和が0.04以下のもの	(新設)
		一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの		(新設)	
		ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの		(新設)	
		自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの		(新設)	
	2 級	両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの	2 級	両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの	(新設)
		一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの		(新設)	
		ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの		(新設)	
		自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		(新設)	
	身体の機能の障害が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの		身体の機能の障害が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの		

厚 年 令	別表第1	<p>両眼の視力が<u>それぞれ0.1以下に減じたもの</u></p> <p><u>ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下に減じたもの</u></p> <p><u>自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下に減じたもの</u></p>	別表第1	<p>両眼の視力が0.1以下に減じたもの</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	
	別表第2	<p>障害手当金</p> <p>両眼の視力が<u>それぞれ0.6以下に減じたもの</u></p> <p>一眼の視力が0.1以下に減じたもの</p> <p>両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>両眼による視野が2分の1以上欠損したもの</p> <p><u>ゴールドマン型視野計による測定の結果、1/2視標による両眼中心視野角度が56度以下に減じたもの</u></p> <p><u>自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が100点以下に減じたもの</u></p> <p><u>自動視野計による測定の結果、両眼中心視野視認点数が40点以下に減じたもの</u></p> <p>両眼の調節機能及び輻輳機能に著しい障害を残すもの</p> <p>身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの</p>	別表第2	<p>障害手当金</p> <p>両眼の視力が0.6以下に減じたもの</p> <p>一眼の視力が0.1以下に減じたもの</p> <p>両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>両眼による視野が2分の1以上欠損したもの又は両眼の視野が10度以内のもの</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>両眼の調節機能及び輻輳機能に著しい障害を残すもの</p> <p>身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの</p>	
<p>2 認定要領</p> <p>眼の障害は、視力障害、視野障害又はその他の障害に区分する。</p> <p>(1) 視力障害</p> <p>ア 視力は、万国式試視力表又はそれと同一の原理に基づく試視力表により測定する。</p> <p>イ <u>視標面照度は500～1,000ルクス、視力検査室の明るさは50ルクス以上で視標面照度を上回らないこととし、試視力表から5mの距離で視標を判読することによって行う。</u></p> <p>ウ 屈折異常のあるものについては、矯正視力により認定するが、この場合最良視力が得られる矯正レンズによって得られた視力を測定する。眼内レンズ挿入眼は裸眼と同様に扱い、屈折異常がある場合は適正に矯正した視力を測定する。</p> <p>エ 両眼の視力を別々に測定し、<u>良い方の眼の視力と他方の眼の視力とで障害の程度を認定する。</u></p>			<p>2 認定要領</p> <p>眼の障害は、視力障害、視野障害又はその他の障害に区分する。</p> <p>(1) 視力障害</p> <p>ア <u>視力の測定は、万国式試視力表又はそれと同一原理によって作成された試視力表による。</u></p> <p>イ <u>試視力表の標準照度は、200ルクスとする。</u></p> <p>ウ 屈折異常のあるものについては、矯正視力により認定する。</p> <p><u>矯正視力とは、眼科的に最も適正な常用し得る矯正眼鏡又はコンタクトレンズによって得られた視力をいう。</u></p> <p><u>なお、眼内レンズを挿入したものについては、挿入後の矯正視力により認定する。</u></p> <p>エ 両眼の視力とは、それぞれの視力を別々に測定した数値であり、両眼の視力の和とは、それぞれの測定値を合算したものをいう。</p>		

オ 屈折異常のあるものであっても次のいずれかに該当するものは、裸眼視力により認定する。

(7) 矯正が不能のもの

(4) 矯正により不等像視を生じ、両眼視が困難となることが医学的に認められるもの

(9) 最良視力が得られる矯正レンズの装用が困難であると医学的に認められるもの

カ 視力が0.01に満たないもののうち、明暗弁のもの又は手動弁のものは視力0として計算し、指数弁のものは0.01として計算する。

キ 「両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの」とは、視力の良い方の眼の視力が0.03以下のものをいう。

ク 「一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの」とは、視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のものをいう。

ケ 「両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの」とは、視力の良い方の眼の視力が0.07以下のものをいう。

コ 「一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの」とは、視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のものをいう。

サ 「両眼の視力がそれぞれ0.1以下に減じたもの」とは、視力の良い方の眼の視力が0.1以下のものをいう。

シ 「両眼の視力がそれぞれ0.6以下に減じたもの」とは、視力の良い方の眼の視力が0.6以下のものをいう。

ス 「一眼の視力が0.1以下に減じたもの」とは、一眼の視力が0.1以下のものをいう。

(2) 視野障害

ア 視野は、ゴールドマン型視野計又は自動視野計を用いて測定する。認定は、ゴールドマン型視野計又は自動視野計のどちらか一方の測定結果で行うこととし、両者の測定結果を混在させて認定することはできない。

イ ゴールドマン型視野計を用いる場合は、それぞれ以下によって測定した「周辺視野角度の和」、「両眼中心視野角度」、「求心性視野狭窄又は輪状暗点があるものについて、1/2の視標で両眼の視野がそれぞれ5度以内におさまるもの」及び「両眼による視野が2分の1以上欠損したもの」に基づき、認定を行う。なお、傷病名と視野障害の整合性の確認が必要な場合又は1/4の視標で測定不能の場合は、V/4の視標による視野を確認した上で総合的に認定する。

(7) 「周辺視野角度の和」とは、1/4の視標による8方向(上・内上・内・内下・下・外下・外・外上)の周辺視野角度の和とする。8方向の周辺視野角度は1/4視標が視認できない部分を除いて算出するものとする。

1/4の視標で、周辺にも視野が存在するが中心部の視野と連続しない部分は、中心部の視野のみで算出する。

1/4の視標で、中心10度以内に視野が存在しない場合は、周辺視野角度の和が80度以下として取り扱う。

(4) 「両眼中心視野角度」とは、以下の手順に基づき算

オ 屈折異常のあるものであっても次のいずれかに該当するものは、裸眼視力により認定する。

(7) 矯正が不能のもの

(4) 矯正により不等像視を生じ、両眼視が困難となることが医学的に認められるもの

(9) 矯正に耐えられないもの

カ 視力が0.01に満たないもののうち、明暗弁のもの又は手動弁のものは視力0として計算し、指数弁のものは0.01として計算する。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(2) 視野障害

ア 視野の測定は、ゴールドマン視野計及び自動視野計又はこれらに準ずるものによる。

イ ゴールドマン視野計による場合、中心視野については1/2の視標を用い、周辺視野については1/4の視標を用いる。

なお、それ以外の測定方法による場合は、これに相当する視標を用いることとする。

出したものをいう。

a 1/2の視標による8方向(上・内上・内・内下・下・外下・外・外上の8方向)の中心視野角度の和を左右眼それぞれ求める。8方向の中心視野角度は1/2視標が視認できない部分を除いて算出するものとする。

b aで求めた左右眼の中心視野角度の和に基づき、次式により、両眼中心視野角度を計算する(小数点以下は四捨五入し、整数で表す)。

両眼中心視野角度 = (3 × 中心視野角度の和が大きい方の眼の中心視野角度の和 + 中心視野角度の和が小さい方の眼の中心視野角度の和) / 4

c なお、1/2の視標で中心10度以内に視野が存在しない場合は、中心視野角度の和は0度として取り扱う。

(g) 「求心性視野狭窄又は輪状暗点があるものについて、1/2の視標で両眼の視野がそれぞれ5度以内におさまるもの」とは、求心性視野狭窄又は輪状暗点があるものについて、1/2の視標による視野の面積が、中心5度以内の視野の面積と同程度におさまるものをいう。

なお、その際、面積は厳格に計算しなくてよい。

(x) 「両眼による視野が2分の1以上欠損したもの」とは、両眼で一点を注視しつつ測定した視野が、生理的限界の面積の2分の1以上欠損している場合の意味であり、左右眼それぞれに測定した1/4の視標による視野表を重ね合わせることで、両眼による視野の面積を得る。その際、面積は厳格に計算しなくてよい。なお、視野の生理的限界は、左右眼それぞれに上・内上・内・内下60度、下70度、外下80度、外95度、外上75度である。

ウ 自動視野計を用いる場合は、それぞれ以下によって測定した「両眼開放視認点数」及び「両眼中心視野視認点数」に基づき、認定を行う。

(7) 「両眼開放視認点数」とは、視標サイズⅢによる両眼開放エスターマンテスト(図1)で120点測定し、算出したものをいう。

(イ) 「両眼中心視野視認点数」とは、以下の手順に基づき算出したものをいう。

a 視標サイズⅢによる10-2プログラム(図2)で中心10度以内を2度間隔で68点測定し、左右眼それぞれについて感度が26dB以上の検査点数を教え、左右眼それぞれの中心視野視認点数を求める。なお、dBの計算は、背景輝度31.5 $\mu$ sbで、視標輝度10,000 $\mu$ sbを0dBとしたスケールで算出する。

b aで求めた左右眼の中心視野視認点数に基づき、次式により、両眼中心視野視認点数を計算する(小数点以下は四捨五入し、整数で表す)。

両眼中心視野視認点数 = (3 × 中心視野視認点数が多い方の眼の中心視野視認点数 + 中心視野視認点数が少ない方の眼の中心視野視認点数) / 4

ウ 「身体の機能の障害が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」とは、求心性視野狭窄又は輪状暗点があるものについて、次のいずれかに該当するものをいう。

(7) 1/2の視標で両眼の視野がそれぞれ5度以内におさまるもの

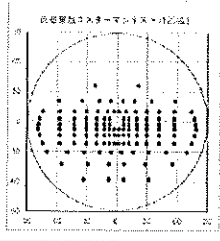
(イ) 両眼の視野がそれぞれ1/4の視標で中心10度以内におさまるもので、かつ、1/2の視標で中心10度以内の8方向の残存視野の角度の合計が56度以下のもの

この場合、左右別々に8方向の視野の角度を求め、いずれか大きい方の合計が56度以下のものとする。

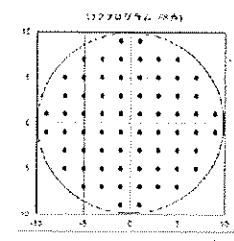
なお、ゴールドマン視野計の1/4の視標での測定が不能の場合は、求心性視野狭窄の症状を有していれば、同等のものとして認定する。

(注) 求心性視野狭窄は、網膜色素変性症や緑内障等により、視野の周辺部分から欠損が始まり見えない部分が中心部に向かって進行するものである。

(図1)



(図2)



エ ゴールドマン型視野計では、中心30度内は適宜矯正レンズを使用し、30度外は矯正レンズを装着せずに測定する。

自動視野計では、10-2プログラムは適宜矯正レンズを使用し、両眼開放エスターマンテストは矯正眼鏡を装着せずに実施する。

オ 自動視野計を用いて測定した場合において、認定上信頼性のある測定が困難な場合は、ゴールドマン型視野計で測定し、その測定結果により認定を行う。

カ ゴールドマン型視野計又は自動視野計の結果は、診断書に添付する。

キ 「身体の機能の障害が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」とは、求心性視野狭窄又は輪状暗点があるものについて、1/2の視標で両眼の視野がそれぞれ5度以内におさまるものをいう。

ク 「ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下に減じたもの」とは、ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下のものをいう。

ケ 「自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下に減じたもの」とは、自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下のものをいう。

コ 「ゴールドマン型視野計による測定の結果、1/2視標による両眼中心視野角度が56度以下に減じたもの」とは、ゴールドマン型視野計による測定の結果、1/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のものをいう。

エ 「両眼の視野が10度以内のもの」とは、求心性視野狭窄又は輪状暗点があるものについて、両眼の視野がそれぞれ1/4の視標で中心の残存視野が10度以内におさまるものをいう。

この場合、上記ウ(イ)の1/2の測定方法により、残存視野の角度の合計のうち、左右のいずれか大きい方の合計が57度以上のものを対象とする。

オ 「両眼による視野が2分の1以上欠損したもの」とは、片眼ずつ測定し、それぞれの視野表を重ね合わせることで、測定した視野の面積が生理的限界の面積の2分の1以上欠損しているものをいう。

この場合、両眼の高度の不規則性視野狭窄又は半盲性視野欠損等は該当するが、それぞれの視野が2分の1以上欠損していても両眼での視野が2分の1以上の欠損とならない交叉性半盲等では該当しない場合もある。また、中心暗点のみの場合は、原則視野障害として認定は行わないが、状態を考慮し認定する。

(注) 不規則性視野狭窄は、網膜剥離、緑内障等により、視野が不規則に狭くなるものであり、半盲性視野欠損は、脳梗塞等による同名半盲で両眼の視野の左右のいずれか半分が欠損するものである。また、交叉性半盲は、下垂体腫瘍等による異名半盲で両眼の鼻側又は耳側半分の視野が欠損するものである。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

<p>サ 「自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が100点以下に減じたもの」とは、自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が100点以下のものをいう。</p> <p>シ 「自動視野計による測定の結果、両眼中心視野視認点数が40点以下に減じたもの」とは、自動視野計による測定の結果、両眼中心視野視認点数が40点以下のものをいう。</p> <p>(3) その他の障害</p> <p>ア 「まぶたに著しい欠損を残すもの」とは、普通にまぶたを閉じた場合に角膜を完全に覆い得ない程度のものをいう。</p> <p>イ 「調節機能及び輻輳機能に著しい障害を残すもの」とは、眼の調節機能及び輻輳機能の障害のため複視や眼精疲労による頭痛等が生じ、読書等が続けられない程度のものをいう。</p> <p>ウ 「身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの」とは、次のいずれかに該当する程度のものをいう。</p> <p>(7) 「まぶたの運動障害」のうち、眼瞼痙攣等で常時両眼のまぶたに著しい運動障害を残すことで作業等が続けられない程度のも</p> <p>(4) 「眼球の運動障害」のうち、麻痺性斜視で複視が強固のため片眼に眼帯をしないと生活ができないため、労働が制限される程度のも</p> <p>(9) 「瞳孔の障害」のうち、散瞳している状態で瞳孔の対光反射の著しい障害により羞明（まぶしさ）を訴え、労働に支障をきたす程度のも</p> <p>(4) 視力障害、視野障害、まぶたの欠損障害、調節機能障害、輻輳機能障害、まぶたの運動障害、眼球の運動障害又は瞳孔の障害が併存する場合には、併合認定の取扱いを行う。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) その他の障害</p> <p>ア 「まぶたに著しい欠損を残すもの」とは、普通にまぶたを閉じた場合に角膜を完全に覆い得ない程度のものをいう。</p> <p>イ 「調節機能及び輻輳機能に著しい障害を残すもの」とは、眼の調節機能及び輻輳機能の障害のため複視や眼精疲労による頭痛等が生じ、読書等が続けられない程度のものをいう。</p> <p>ウ 「身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの」とは、次のいずれかに該当する程度のものをいう。</p> <p>(7) 「まぶたの運動障害」のうち、眼瞼痙攣等で常時両眼のまぶたに著しい運動障害を残すことで作業等が続けられない程度のも</p> <p>(4) 「眼球の運動障害」のうち、麻痺性斜視で複視が強固のため片眼に眼帯をしないと生活ができないため、労働が制限される程度のも</p> <p>(9) 「瞳孔の障害」のうち、散瞳している状態で瞳孔の対光反射の著しい障害により羞明（まぶしさ）を訴え、労働に支障をきたす程度のも</p> <p>(4) 視力障害、視野障害、まぶたの欠損障害、調節機能障害、輻輳機能障害、まぶたの運動障害、眼球の運動障害又は瞳孔の障害が併存する場合には、併合認定の取扱いを行う。</p>
---	---